



## 中村晋章議員に対する辞職勧告決議

市民から負託を受けた我々議員には、市政に携わる権能と責務を自覚し、地方自治体の本旨を体するとともに、高い倫理感をもち、常に自らの行動を律した上で、市民の模範となるべく活動することが求められている。

中村晋章議員に対しては、昨年7月に市長から不当要求及びハラスメント行為と思われる言動があったとする申入れがされ、このことに関する調査が善通寺市議会議員政治倫理条例（以下「条例という。」）に基づき設置された善通寺市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）において進められてきた。

このたび、審査会からの結果報告により中村晋章議員の言動は、行政の執行を監視すべき立場にある議員が、法令等に基づき適正な行政執行をしようとしている市職員に対し、不適正な執行をさせようと働きかけるものであり、条例第3条第1項第1号、同項第4号及び同項第5号に違反するものであると認め、議会が講じるべき措置として「議員辞職の勧告」が相当と決定された。

よって、本市議会は審査会からの報告を尊重し、中村晋章議員に対し自らの意思と責任により議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和8年3月19日

善通寺市議会

